

生活援助サービス従事者研修について

〔公開資料〕

令和 4 年度 第 2 回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和4年10月31日

大阪市福祉局 高齢者施策部介護保険課

生活援助サービス従事者研修について

1 目的

- ・総合事業の訪問型サービスにおいては、訪問介護員による従前からのサービス以外に「生活援助型訪問サービス」が創設され、無資格者であっても、研修受講によりサービス提供の担い手となることができるようになった。
- ・本市では、サービス提供の担い手となることを希望する者を対象として、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切なサービスの提供に必要な知識・技術を身に付け、業務を行うことができるよう、研修事業を実施している。

2 研修概要

- (1) 受講資格 大阪市内在住、または大阪市外在住で大阪市の指定を受けた生活援助型訪問サービス事業所で雇用中（予定も含む）の方
- (2) 受講費用 無料
- (3) 開催回数 年 24 回（市内各所で開催）
- (4) 修了者
 - ・目標修了者数 1,850 人（令和 5 年度末）
（第 8 期介護保険事業計画上の生活援助型訪問サービス利用者数に見合う数）
 - ・修了者数（実績） 1,397 人（令和 3 年度末）

3 目標達成のための取組み

ホームページや各区の広報紙への開催広告の掲載に加え、今年度はポスター等広報物を作成するとともに、生活保護受給者等生活困窮者の就労支援を実施している「総合就職サポート事業」と連携し、研修申込者の増加を図る。